

(別表) 「地域と学校の連携・協働体制構築事業」謝金・旅費確認表

		統括的な地域学校協働活動推進員等*1	地域学校協働活動推進員等*1	学習支援員	協働活動支援員	協働活動サポーター	特別支援・共生社会サポーター	左記以外のボランティア	講師等	参加者(子供等)	参加者(保護者)
謝金	謝金単価上限	2,200	1,480	2,200	1,480	930*2	1,480	—	適切に積算	—	—
	地域学校協働活動(当日準備を含む)	○	○	○	○	○	○	—	○	—	—
	事前準備(前日等)に係るもの	○	○	○	○	×	×	—	×(○)*3	—	—
	会議(推進委員会、運営委員会、協議会)	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—
	研修	×	×	×	×	×	×	—	—	—	—
旅費	通常活動*4	○	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	×(○)*5	○	×	×
	臨時的活動*6	○	○	○	○	○	○	○			
	県内の研修会等への参加	○	○	○	○	○	○	×			
	県外の研修等への参加	×(○)*7*8	×(○)*7	×	×	×	×	×			

*1 「統括的な地域学校協働活動推進員等」及び「地域学校協働活動推進員等」には、統括コーディネーター及び地域コーディネーターも含まれる。

*2 地域別最低賃金がこれを上回っている地域においては、最低賃金を上限として積算できる。

*3 電話やメール等の手段で事前打ち合わせができない等合理的な理由があり、前日に準備等を行う必要性があれば謝金を支払うことができる。

*4 自宅から通常活動を行っている場所への交通費。

*5 実施市町村外地域及び実施市町村内地域であっても公共交通機関等の使用が必要な場所から支援を行う場合は、補助対象となる。

*6 校外学習や部活動の大会への引率等、地域の協力者が本事業の活動を行う上で必要となる交通費。

*7 文部科学省が主催する全国的な会議や研修会等で参加することが本事業に有益であると文部科学省が特に認め、通知等でその旨を知らせた会議・研修等については計上可能。

*8 都道府県・指定都市・中核市に県域を担当する立場として配置する場合は、県外旅費も補助対象となる。